

入札参加資格審査申請書（物品及び役務の提供等）の提出要領

令和８・９・１０年度において、鹿角市が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕、改造、及び賃貸並びに役務の提供に関する競争入札に参加を希望する方は、次により申請書及び添付書類を提出してください。

1 受付期間について

令和７年１１月４日（火）～ 令和８年１月１６日（金）

定期期間受付終了後については、令和８年４月中旬頃から随時受付を開始予定です。（名簿登録は令和８年６月以降となります。）

2 提出の方法

提出は原則として電子申請システム「LoGo フォーム」を利用したオンライン申請となりますので、鹿角市ホームページ内申込みフォームから申請してください。鹿角市内に本店・営業所等を置く事業所、または個人事業主の方で、オンラインによる申請が困難な場合は、契約検査室までご連絡ください。

鹿角市契約検査室 ： TEL 0186-30-0211、FAX 0186-30-0705

E-mail keiyaku@city.kazuno.lg.jp

3 申請書受付時の受領票について

申請書提出時、受領票の発行はしません。審査完了後、オンラインシステム上で受付番号を確認することができます。なお、受付番号の確認で入札参加資格を得たことにはなりません。

4 資格要件について

次のいずれかに該当する場合は入札参加資格を得ることができません。

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４に該当すると認められる場合
- （２）税を滞納している場合
- （３）営業に関して、法令等の定めにより必要とされている資格（登録、許可、免許及び認可その他法令上満たすべきすべての要件）を有していない場合
- （４）経営状況が著しく不健全であると認められる場合
- （５）申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる場合

5 入札参加資格審査の結果と資格の有効期間について

資格審査の結果については、令和８年３月下旬に入札参加資格者名簿の公表をもって審査結果の公表といたします（紙による決定通知は行いません）。公表は市ホームページ及び契約検査室において掲出します。公表の対象となる主な項目は、商号又は名称、住所・代表者職氏名及び委任先住所・委任先代表者職氏名となります。

資格の有効期間は、令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までとなります。

6 提出書類

※申請書等の様式が過年度のものとなります。必ず今回の様式で申請してください。

※添付ファイルは可能な限り PDF または画像データ (J-PEG 等) に変換して添付してください。

なお、押印の必要のある書類については、必ずPDF又は画像データ(J-PEG 等)で提出してください。

- (1) 入札参加資格審査申請書 (物品及び役務の提供等) (様式 1)
- (2) 営業種目調書 (様式 2)
- (3) 営業種目分類表 (別表 1 ~ 3)
- (4) 契約実績調書 (様式 3) 《該当事項がある場合・任意様式可》
- (5) 納税状況等確認同意書 (様式 4)
 - 《鹿角市内に本店・本社がある場合又は、鹿角市内の支店・営業所等を登録する場合》
- (6) 暴力団排除に関する誓約書 (様式 5)
- (7) 市内支店・営業所等現況届 (様式 6) 《鹿角市内の支店・営業所等を登録する場合》
- (8) 委任状 (様式 7) 《必要な場合のみ》
 - ・入札は委任先で契約は本社等の場合は、下部の該当しない事項には取り消し線を引くこと。
 - ・委任先の支店・営業所等は、1 つとなります。
- (9) 使用印鑑届 (様式 8)
- (10) 許可又は登録証明書等《写し。営業に関し、法令等の許可又は登録を必要とする場合のみ》
- (11) 納税証明書等《写し。申請日の 3 ヶ月以内のもの》

※但し書き (未納税額) の記載のないものに限る。

※法人設立後 1 年未満で納税証明書の発行を受けることができない場合は、代表者個人の納税証明書を提出すること。

鹿角市内の本社及び支店、営業所を登録する場合

鹿角市税 : 滞納税額のない証明

秋田県税 : 秋田県税に係る徴収金について未納がない証明書

国 税 : 【法人】納税証明書 (その 3 の 3)

: 【個人】納税証明書 (その 3 の 2)

鹿角市外の本社及び支店、営業所を登録する場合

国 税 : 【法人】納税証明書 (その 3 の 3)

: 【個人】納税証明書 (その 3 の 2)

国税の納税証明書の交付請求をする際には、事前に最寄りの税務署に必要書類 (納税証明書交付請求書、委任状 (代理人が請求する場合) 等) を確認するようにしてください。

※詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)

なお代理人が請求する場合は委任状が必要です。

※e-Tax ホームページからオンラインで納税証明書の交付請求ができます。

(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)

(12) その他添付書類は下記一覧になります

法 人 事 業 者	個 人 事 業 者
①登記事項証明書 ・履歴事項又は現在事項全部証明書 (発行日から3ヶ月以内のもの) 事業協同組合等は定款の写しも提出 ②申請日からの直前決算1年度分貸借対照表、 損益計算書(申請日からの直前決算1年度分 の決算書でも可) *半期決算の場合は2期分	①身分証明書 ・本籍地の市区町村が発行するもの (発行日から3ヶ月以内のもの) ②営業証明書 ・所在地の市区町村が発行するもの (発行日から3ヶ月以内のもの) * (10)許可又は登録証明書(土地家屋調査士 及び不動産鑑定士等)の写しを提出又は、次 の③において青色又は白色申告書を提出した 場合は不要 ③申請日からの直前決算1年度分の貸借対照表 及び損益計算書(申請日からの直前決算1年 度分の青色又は白色申告書でも可)

※提出書類に不備がある場合は、後日追加で資料を求める場合がありますので、了承のうえ申請願います。

7 市内支店・営業所等の登録について

次の欠格要件のいずれかに該当する鹿角市内の支店・営業所等は登録できません。

市内支店等の申請があった場合は本社での登録となります。また、虚偽の内容を故意に記入した場合は、入札参加資格の不認定及び入札参加資格の取消等を行います。

申請日から登録期間が満了するまでの間で必要に応じ実態調査を行います。

【欠格要件】

- (1) 契約等の決定権を有する者がいない支店・営業所等であるとき。
- (2) 法人にあっては、鹿角市の法人市民税が発生していない又は完納していないとき。個人にあっては、鹿角市の住民税が発生していない又は完納していないとき。
- (3) 事業に必要な事務用什器及び事務用機器が整備されていないとき。
- (4) 支店・営業所等の所在を明らかにする看板又は表札が表示されていないとき。
- (5) 支店・営業所等が単なる社員等の自宅や住居であるとき。
(支店・営業所等が自宅又は住居の場合は、支店・営業所等と住居が区別されていること。)
- (6) 常時営業活動を行い得る常駐の社員を含む人員配置がされていないとき。
- (7) 配置人員が常に不在で転送電話であること。又は単なる取り次ぎ事務のための連絡員のみを配置しているとき。
- (8) 支店・営業所等の機能が、単なる事務連絡所、作業所等であるとき。
- (9) 配置人員が、他の市町村の支店・営業所等と兼務のため、当該支店・営業所等において不在の状況が頻繁となっているとき。
(社員が他の支店・営業所等と兼務の場合は、鹿角市内の支店営業所等が本務地であること。)

※常駐とは、原則会社の休日以外は鹿角市内の支店・営業所等に勤務していること。

※社員とは、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある社員であり、臨時社員（パートタイマーや日雇いの作業員等を含む。）、在籍出向者、派遣社員、契約社員、協力会社の社員等は含みません。

8 記入方法

別添「様式集」をご確認の上、入力をお願いします。

9 その他留意事項

- (1) 次回の定期申請の受付は、令和10年11月頃（予定）です。（事前の通知は差し上げません。）
現在、政府主導により、地方公共団体における入札参加資格審査の手続きの統一化と電子化が検討されています。次回申請では様式の統一化等、大幅な変更が生ずる可能性がありますのであらかじめご了承ください。
- (2) 営業譲渡や合併が予想される場合は、できるだけ速やかに、事前に連絡してください。
（合併等の内容によっては登録事項〔特に営業種目〕の有効性が消滅する場合がありますので、十分注意願います。）
- (3) この登録は、競争入札等に参加することができる資格登録です。登録業者が一般競争入札や指名競争入札に必ず参加できるとは限りませんのでご了承ください。

10 入札参加資格審査申請後、申請書記載事項に変更が生じた場合

申請後に変更が生じた場合についても、原則として電子申請システム「LoGo フォーム」を利用したオンライン申請となりますので、鹿角市ホームページ内の変更届専用フォームから申請してください。

様式、添付書類は下記のとおりです。

- ・変更届（様式9）：商号（名称）、代表者・住所、受任者等
- ・営業種目の変更申請書（様式11）：業種目の変更（参加資格登録は資格審査後となります。）
- ・事業休止（廃止）届（様式10）：長期に休業、もしくは廃業することになったとき（委任先を含む）

変更内容	変 更 届 の 添 付 書 類
商号（名称）	登記事項証明書（個人の場合は営業証明書及び身分証明書）、委任状、使用印鑑届
代表者・住所	登記事項証明書（個人の場合は営業証明書及び身分証明書）及び委任状
受 任 者	委任状、使用印鑑届（変更となる場合のみ）
営業種目の変更	許可又は登録証明書等（営業に関し、法令等の許可又は登録を必要とする場合のみ）
事 業 内 容	登記事項証明書（個人の場合は営業証明書及び身分証明書）
委任先の 新規追加	○鹿角市内の支店・営業所等を追加する場合 委任状（当該支店・営業所等分）、秋田県税について未納がない旨の証明書、鹿角市税について滞納がない証明（納税証明書関係については、当該支店・営業所等が課税されている場合）、市内支店・営業所等現況届、使用印鑑届 ○鹿角市外の支店・営業所等を追加する場合 委任状（当該支店・営業所等分）、使用印鑑届
委任先の変更	○鹿角市外から鹿角市内の支店・営業所等へ変更する場合 委任状（当該支店・営業所等分）、秋田県税について未納がない旨の証明書、鹿角

	市税について滞納がない証明（納税証明書関係については、当該支店・営業所等が課税されている場合）、市内支店・営業所等現況届、使用印鑑届 ○鹿角市外から別の鹿角市外の支店・営業所等へ変更する場合 委任状（当該支店・営業所等分）、使用印鑑届
※登記事項証明書は、履歴事項又は現在事項全部証明書	